

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2022年1月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2021年12月中旬～2022年1月中旬）

- 会社法修正草案（意見募集稿）
- 民事訴訟法の改正に関する決定
- 人民法院オンライン調解規則

II. コラム

「2022年の注目しておくべき立法」

III. 中国法務の現場より

「リニューアル版ニュースレター発行にあたって」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2021年12月中旬～2022年1月中旬）

◆ 会社法修正草案（意見募集稿）¹

全国人民代表大会常務委員会 2021年12月24日公表

1. はじめに

2021年12月24日、第13期全国全人代常務委32回会議において、会社法修正草案（以下「草案」という。）が公布され、パブリックコメントの募集が開始された²。現行の会社法は2018年10月26日に公布、施行されたものであり、前回の改正から約3年ぶりの改正草案が作成されたこととなる。

今回の草案においては、約70か条が実質的に追加、修正されており、前218条で構成される会社法の約3分の1が改正されることになる。そのため、最終的に草案のとおり改正がなされれば比較的大規模な法改正になるといえる。

草案は本稿脱稿時点においてパブリックコメントが募集されたにとどまり、今後寄せられたパブリックコメントを基に更なる追加修正等が行われることが予想されることから、最終的に施行される改正会社法がどのようなものになるかは今の時点では予測不能である。もっとも、草案における改正の要点や趣旨に関しては、パブリックコメント募集後も大幅に変わるとは考えにくいことから、本稿では草案における改正の趣旨や、主要な改正点を、今後の参考として紹介することとする。

2. 草案における改正の要点

今回の草案における主たる改正点を整理すると以下のとおりである。

概要	内容
一人株式会社制の創設	現行法で定められている一人有限公司を株式会社にも敷衍し、一人株式会社の存在を明確に認めた ³ 。
株式会社の新株発行に係る董事会の権限拡張	現行法においては、株式会社が新株発行をするためには株主会の決議が必要とされているが ⁴ 、改正法では会社定款又は株主会による授権がある場合には董事会において新株の発行に係る授権をしている場合には、原則として全董事の3分の2以上の決議により株式の発行を決定することができることとされた ⁵ 。
会社登記制度に関する規定の拡充、最適化	会社登記に関する専門の規定を独立して一章設けたほか ⁶ 、会社の簡易清算に関する規定も新たに追加するなど ⁷ 、会社の設立や清算に係る手続に関する規定が充実された。そのほか、会社現行法で定められている一人有限公司を株式会社にも敷衍し、一人株式会社の存在を認めた ⁸ 。
コーポレートガバナンスに係る規定の調整や拡張	コーポレートガバナンスに関する現行法の規定が調整、拡張されている。具体的には以下のようなものがある。

¹「中华人民共和国公司法（修订草案）」

²パブリックコメントの募集期間は2022年1月22日まで。

³草案第93条第2項

⁴現行法第133条

⁵草案第164条

⁶草案第2章

⁷草案第235条

⁸草案第93条第2項

	<ul style="list-style-type: none"> • 董事会の構成人数に関し、現行の有限責任公司 13 名、株式会社 19 名という上限が撤廃され、人数上の上限がなくなった⁹。 • 株主会、董事会の会議の開催、決議について、定款の定めにしたがい、電子通信による方法によって行うことが明文により認められた¹⁰。 • 董事会は会社の執行機関であること¹¹、会社法及び定款において株主会の職権に属することが定められているもの以外の職権は董事会に帰属することを明示した¹²。 • 忠実義務、勤勉義務について、それぞれ実質的な意義が明文化されたほか¹³、現行法では董事、高級管理職員の禁止義務とされていた利益相反取引行為等について、監事の禁止事項としても拡張された¹⁴。 • 董事、高級管理職員が第三者に対し、故意又は重大な過失により損害を与えた場合、当該者は会社と共に第三者に対して連帯責任を負うことが明記された¹⁵。 • 会社の支配株主、実質的支配者が、その会社に対する影響力を利用して董事、高級管理職員をして会社又は株主の利益を損なう行為をさせた場合、当該者は董事、高級管理職員と連帯責任を負うことが明記された¹⁶。 • 董事会内に設置される、会社財務、会計に対して責任を負う「監査委員会」¹⁷という機関を創設した。監査委員会を設置した会社は、監事又は監事会を設置しなくても良いとされている¹⁸。
<p>国家出資企業に関する規定の創設</p>	<p>現行法上は、国有独資企業に関する規定が設けられているが、草案ではこれを拡張し、国有独資企業にとどまらない「国家出資会社」に関する規定を一章新たに設けた^{19 20}。</p>
<p>各種用語、概念の調整</p>	<p>現行法における用語が一部調整された。例としては以下のものがある。</p>

⁹ 草案第 63 条、第 124 条。なお、下限は現行法同様 3 名である。

¹⁰ 草案第 76 条

¹¹ 会社法上、株主会が最高権力機関であることは現行法においても明示されているが（現行法第 36 条、草案第 53 条）、従前、中外合弁企業においては株主会ではなく董事会が最高権力機関であったことから（合弁企業法実施条例（中外合資经营企业法实施条例）第 30 条）、会社の性質によって最高権力機関が異なるということがあった。しかし、外商投資法（外商投資法）の施行により、合弁企業実施条例は失効し、これにより中外合弁企業におけるコーポレートガバナンスは会社法にしたがうこととなり、その結果、最高権力機関も董事会から株主会に変更することが必要となった。そのような背景もあり、草案においては株主会と董事会の会社における役割を明示したものと考えられる。

¹² 草案第 62 条

¹³ 草案第 180 条。忠実義務は、職権を利用して不正な利益を図ってはならないという義務、勤勉義務は、会社利益の最大化のために管理者が通常有すべき合理的な注意義務をもって職務の執行をすべき義務、ということが明記された。

¹⁴ 草案第 182 条、第 183 条

¹⁵ 草案第 190 条

¹⁶ 草案第 191 条

¹⁷ 「審計委員会」

¹⁸ 草案第 64 条

¹⁹ 草案第 6 章

²⁰ 「国家出資会社」（国家出資公司）について、草案は、国家が出資する国有独資会社、国有資本支配会社をいい、国家の出資する有限会社、株式会社を含む、と定義している（草案第 143 条）。いわゆる国有企業については、企業国有資産法（企业国有资产法）、企業国有資産取引監督管理弁法（企业国有资产交易监督管理办法）といった法令において国有独資企業以外の国有企業に係る類型を規定していたが、草案ではそれらの規定も踏まえて「国家出資会社」という新たな呼称を定めた。草案は、会社法に規定のないものについてはその他の法の規定を適用することを示しており、仮に今後会社法が改正されたとしても、企業国有資産法等の従前の法令は引き続き存続し、適用されるものと予想される。

	<ul style="list-style-type: none"> • 「株主総会」という用語を、全て「株主会」に統一²¹ • 「執行董事」の概念の調整²²
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. コメント

以下では実務上特に影響があると思われる内容に絞って若干コメントすることとする。

(1) 出資方法について

現行法においても貨幣による出資以外の無形財産による出資が認められているが、草案において出資可能な無形財産として、持分、債権を新たに追加した²³。持分、債権による出資は、現行の下位法令である会社登録資本登記管理規定²⁴において明文で認められており²⁵、実務上はその有効性について特段疑義があるわけではないものの、法律レベルでこれが正面から認められたという点で一定の意義があると思われる。

(2) 会社登記制度について

2. でも述べたとおり、草案においては会社登記に関する規定について、一章独立した規定として整理している。現行法は会社登記については体系的な整理はしておらず、個別に定めを置くにとどまる。現行法下においては会社登記管理条例²⁶が会社登記に関して体系的な整理をした法令として存在しているが、草案では法律レベルで会社登記関係の一定の規定を体系的に整理したものと見える²⁷。内容自体は、会社登記管理条例の定めを敷衍したものであるが、例えば電子営業許可証の発行や、登記事項の未登記、未変更をもって善意の第三者に対して対抗することができないなど、法令上は明文化されていなかったものの実務運用上では既に見られている取り扱いが明文化されている。

(3) 監査委員会について

現行法下では、監事又は監事会は会社の必要的設置機関である。しかしこの点、草案は新たに董事会において董事によって構成される監査委員会を設置する会社については監事、監事会の設置を不要とするルールを定めた。

監査委員会は会社の財務、会計に対する監督の責務を負うこととされているが、草案においてそれ以上の詳細は定められていない。職務執行機関である董事、董事会が会社の財務、会計に対する監督を行うということが財務、会計の健全という観点からどれほど望ましいかという点は議論があり得ると思われるが、今後の会社機関設計に少なからず影響を与えるものと思われる。

²¹ 現行法上、株主総会(股东大会)は株式会社における機関、株主会(股东会)は有限責任公司における設置機関として、用語が使い分けられている(現行法第36条、第98条)。

²² 現行法においては、株主の人数が比較的少ない又は規模が比較的小さな会社において、執行董事を1名設置し、董事会を設置しなくても良いという規定が設けられている(現行法第50条第1項)。草案はこれについて、規模が比較的小さな会社において、董事会を設置せずに、1名の董事又は総経理を設置し、会社法上の董事会の権限を行使させることができる、という旨の規定を置き(草案第70条)、現行法における「執行董事」を「董事」に改めた。草案においては、引き続き「執行董事」という用語自体は残しているものの、これは株式会社における(業務)執行董事と非(業務)執行董事とを分けるための概念となっており(草案第124条)、現行法における「執行董事」とは意味合いが異なっているものと思われる。

²³ 草案第43条第1項

²⁴ 「公司注册資本登記管理規定」

²⁵ 会社登録資本登記管理規定第6条、第7条

²⁶ 「公司登記管理条例」

²⁷ 但し、2022年3月1日以降は、市場主体登記管理条例(中华人民共和国市场主体登記管理条例)が施行されることに伴い、会社登記管理条例も同日付で廃止となる。

(4) 減資について

草案では、会社の減資について、現行法との比較で以下のような新たな内容を定めた。

- 減資に係る公告は新聞上におけるもののほか、統一企業情報公示システム上で行うことも可能とする²⁸。
- 会社の積立金（任意積立金、法定積立金、資本積立金）を使用しても欠損の補填をすることができない場合、簡易減資を行うことができる²⁹。簡易減資においては、債権者への通知と、公告に係る時間的制限（株主会における減資の決議から30日以内における公告の実施）が排除されているが、依然として減資に係る公告をすることは必要である。もっとも、簡易減資に関する内容は草案上必ずしも明確ではない。

(5) 清算について

草案では、会社の清算について、現行法との比較で以下のような新たな内容を定めた。

- 現行法では、有限責任公司における清算組は株主によって構成されることとされていたが、草案では董事が清算義務者として位置付けられ、清算組も原則として董事によって構成されるものとされた³⁰。従前、外商投資企業においては、会社法の規定にかかわらず、董事を含む株主以外の者によって清算委員会が組織されることが予定されていたが³¹、草案では今後全ての会社について原則として董事を中心とした清算組の組成が予定されたものといえる。もっとも、定款で別途の定めがある場合、又は株主会での決議がある場合には、董事以外の者が清算委員として選任されることも許容されていることから、弁護士や会計士といった外部専門家が清算委員として選任されることは今後も可能と思われる。
- また、上記に関連し、会社が営業許可証の抹消、閉鎖命令、設立登記の抹消を受けたことによって会社が解散した場合には、これらの処分を行った部門又は会社登記機関が、人民法院に対して清算組の組成を申し立てることができることが定められた³²。
- 会社において既に債務が存在しない場合又は既に全て弁済済みの場合には、全ての株主の承諾の下、簡易手続清算登記³³を行うことができる³⁴。簡易清算手続自体は、既に従前から法令上も認められていたものであるが³⁵、活発に利用されているとは言い難い状況であった。国家として当該手続の利用を推進することがこれまでも繰り返し表明されてきたが、そもそも手続としては法律レベルでの根拠がなかったところ、会社法において正面からその根拠規定が定められることになるといえる。

◆ 民事訴訟法の改正に関する決定³⁶

全国人民代表大会常務委員会 2021年12月24日公布、2022年1月1日施行

1. はじめに

2021年12月24日に、2017年以来約4年ぶりとなる民事訴訟法の改正法が公布された（以下、改正後のものを「改正法」という）。改正法は新たに7か条の条文が加えられ、26か条の条文が

²⁸ 草案第220条第2項

²⁹ 草案第221条第1項

³⁰ 現行法第183条、草案第228条第1項、第2項

³¹ 合併企業法实施条例(中外合资经营企业法实施条例)第92条、外資独資企業法実施細則(外資企業法実施細則)第72条

³² 草案第229条第2項

³³ 「簡易程序注銷登記」

³⁴ 草案第235条第1項

³⁵ 例えば市場主体登記管理条例(市场主体登記管理条例)第33条、工商総局の企業簡易注銷登記改革を全面的に推進することに関する指導意見(工商总局关于全面推进企业简易注销登记改革的指导意见)など

³⁶ 「全国人民代表大会常務委員会关于修改<中华人民共和国民事诉讼法>的决定」

調整対象となった。前述した会社法の改正草案における改正規模と比べると必ずしも大改正というものではないが、前回の法改正後の実務運用、民法典との用語、概念の統一、新型コロナウイルス流行という現在正に直面している問題といった要素を踏まえた調整がなされている。

2. 改正の要点とコメント

今回の改正法における主たる改正点を整理すると以下のとおりである。

(1) 単独事件の対象拡大

改正前は、簡易手続の対象となる民事案件についてのみ単独法廷事件（以下「**単独事件**」という。）の対象とされていたが³⁷、改正法では、そのほかに基層人民法院において、基本事実関係、権利義務関係が明確な第一審民事事件について、普通手続における単独事件とすることができるとされた³⁸。また、従前第二審についてはいずれも合議法廷事件の対象とされていたものが³⁹、改正法では、第一審で簡易手続を適用して終結した、又は裁定を不服として上訴された第二審民事事件について、事実関係、権利義務関係が明確なものについて、双方当事者の同意があることを条件として、中級人民法院は単独事件として審理することができることとされ、第二審での単独事件が認められたこととなる⁴⁰。

他方で、以下の種類の事件については、単独事件とすることができないこととされ、単独事件の範囲には一定の制約がかけられている⁴¹。もしも審理の途中でこれらの事由が発見された場合には、人民法院において合議法廷での審理に回付し、当事者からも異議を申し立てることで合議法廷への回付を求めることができる⁴²。

- 国家利益、社会公共利益に及ぶ事件
- 群体性の紛争で、社会の安定に影響を与える可能性のある事件
- 広く公衆の関心を受け、又は社会への影響が比較的大きな事件
- 新しい類型又は複雑困難な事件
- 法律の規定が合議体による審理をすべきとする事件
- その他単独事件とすることが適当でない事件

(2) オンラインでの手続に関する規定の整備

2020年2月に最高人民法院が「新型コロナウイルス肺炎防疫期間におけるオンライン訴訟業務の強化及び規範に関する通知」⁴³を公布、施行し、その中で全国各級の人民法院において裁判手続きのオンライン化を導入すべきことを推奨して以降、全国の各人民法院でオンラインでの訴訟手続導入が加速した。そして、その後2021年8月1日に最高人民法院の制定した「人民法院オンライン訴訟規則」⁴⁴が施行され、全国各級におけるオンライン訴訟に関する統一的なルールが整備されたものの、法律レベルでの根拠規定は欠いたままであった。

この点、改正法においては、当事者の同意がある場合に、ネットワーク情報プラットフォームを通

³⁷ 改正前第39条第2項

³⁸ 改正法第40条第2項

³⁹ 改正前第40条第1項

⁴⁰ 改正法第41条第2項

⁴¹ 改正法第42条

⁴² 改正法第43条

⁴³ 「关于新冠肺炎疫情防控期间加强和规范在线诉讼工作的通知」

⁴⁴ 「人民法院在线诉讼规则」

じてオンラインでの民事訴訟活動を遂行することができることが明記され⁴⁵、法律レベルの根拠が正面から認められた形となる。

これに相応して、訴訟文書の電子送達に関する規定も拡充されている。すなわち、改正前は、判決書、裁定書、調解書以外の訴訟文書については、ファックス、電子メール等、その受領を確認することができる方法によって電子送達をすることができることとされていたが⁴⁶、改正法では判決書、裁定書、調解書も電子送達の対象と含まれ、また、電子送達については、その受領を確認することができる電子的方法という内容に改められ、ファックス、電子メールといった例示が削除された⁴⁷。これによって、電子送達の方法としてはファックス、電子メール以外に SMS や We Chat 等のメッセージングアプリも含まれることとなる。

(3) 少額訴訟に関する規定の拡充

改正前、少額訴訟は簡易手続を適用する事件（基層人民法院及びその派出法院において審理される、事実関係、権利義務関係が明確で、争いが大きくない簡単な民事事件）のうち、訴額が各省、自治区、直轄市の前年度の平均給与の 30%以下の案件に係る訴訟手続をいい、一審限りとするこのみが定められていたが⁴⁸、改正法ではその手続、適用対象事件等について一定の規定を拡充した。これにより、今後少額訴訟の利用が活性化することが期待される。

概要	内容	備考
少額訴訟対象事件 ⁴⁹	<p>基層人民法院及びその派出法院において審理される、事実関係、権利義務関係が明確で、争いが大きくない簡単な民事事件のうち、訴額が各省、自治区、直轄市の前年度の平均給与の 50%以下の案件に係る訴訟手続。</p> <p>また、訴額が平均給与の 50%を超える場合でも、その 2 倍以下にある場合には、当事者が合意をすることによって少額訴訟手続を利用することができる。</p> <p>但し、以下の事件については少額訴訟の対象からは除外される⁵⁰。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 人身関係、財産権確認事件 • 涉外事件 • 評価、鑑定を実施する必要があり、又は訴訟前に実施した評価、鑑定結果に異議がある事件 • 一方の当事者が所在不明となった事件 • 当事者が反訴を提起した事件 • その他少額訴訟手続を適用することが適当でない事件 	改正前の 30%から 50%に変更され、対象事件が拡張されている。
審理期間 ⁵¹	<p>立案の日から 2 か月以内に結審する。但し特殊な事情により期間を延長する必要があり、人民法院院長の認可がされた場合には、更に 1 か月延長することができる。</p> <p>審理は 1 回で結審し、即日判決を宣告することもできる。</p>	通常の簡易手続訴訟については、原則として 3 か月以内に結審。

⁴⁵ 改正法第 16 条第 1 項

⁴⁶ 改正前第 87 条第 1 項

⁴⁷ 改正法第 90 条第 1 項

⁴⁸ 改正前第 162 条

⁴⁹ 改正法第 165 条、第 166 条

⁵⁰ 改正法第 166 条

⁵¹ 改正法第 167 条、第 168 条

(4) 調解の司法確認⁵²

改正前は、当事者が人民調解法等の法律により調解合意に達した場合に、基層人民法院に対してその確認の申し立てをすることができるとされていたが、人民調解法等による合意という一定の制限がかけられていたことから、その他の組織（中華全国婦女連合会、中国消費者協会等の社会团体等）における調解については司法確認の対象から除外されてしまうという問題があった。この点、改正法は「法により設立された調解組織」が調解に達した場合に、司法確認を申し立てることができるとして、司法確認の対象となる調解の対象が拡張されている⁵³。

また、改正前の司法確認に係る管轄裁判所は、一律に調解（を行う）組織所在地の基層人民法院とされていたが⁵⁴、改正法は以下のとおり3つの場合に分けて管轄裁判所を定めた⁵⁵。

分類	管轄裁判所
人民法院が調解組織を招聘して先行的に調解を実施し、その調解につき司法確認をする場合	当該調解組織を招聘した人民法院
調解組織が自ら調解を行った場合	当事者所在地、目的地所在地、調解組織所在地の基層人民法院
調解合意に基づく紛争が中級人民法院によって管轄されるべきものである場合	相応の中級人民法院

(5) 強制執行の申立期限の起算点

強制執行の申立期間は2年間である。この点、債務の履行が複数回にわたって行われる場合の申立期間の起算点につき、改正前は各履行期間の最終日から起算するものとして、履行期ごとに執行申立期間が進行するものとされていた⁵⁶。

しかし、民法典において、分割債務に係る訴訟時効について最後の履行期から起算することが定められたことと合わせて、分割債務に係る強制執行の申立期限も最後の履行期が経過したときから2年間と改められた⁵⁷。

◆ 人民法院オンライン調解規則⁵⁸

最高人民法院 2021年12月31日公布、2022年1月1日施行

1. はじめに

前述したオンラインでの訴訟プロセスにおいては、調解を行うことも可能とされており⁵⁹、実際にオンラインでの調解手続は活発に利用され、紛争解決に資している⁶⁰。

⁵² 中国法上、「調解」とは、裁判所を含む中立的な第三者の介入の下で和解に達することをいい、当事者間の合意によって達成する「和解」とは若干意味が異なる。調解の司法確認とは、当事者において調解の合意に達した後に、その有効性について人民法院について確認をする手続をいい、人民法院において有効であることが確認された調解について、当事者が履行拒絶し又は一部不履行をした場合には、確認を経た調解合意に基づいて強制執行の申し立てをすることができる（人民調解法（人民调解法）第33条第2項）。

⁵³ 改正法第201条

⁵⁴ 改正前第194条

⁵⁵ 改正法第201条

⁵⁶ 改正前第239条第2項

⁵⁷ 改正法第246条第2項

⁵⁸ 「人民法院在线調解規則」

⁵⁹ 訴訟規則第1条

⁶⁰ 一部の報道によると、2021年末までに人民法院において行われた調解の件数は2437万件に上り、1年あたりの増加率が85.6%に達しているとのことである（<https://www.chinacourt.org/article/detail/2022/01/id/6466290.shtml>）

もっとも、「人民法院オンライン訴訟規則（以下「訴訟規則」という。）においてはオンラインでの調解に関する条項を全面的に置いているわけではなく、明確な法的根拠を欠く内容もあったこともあり、最高人民法院は全国の人民法院におけるオンライン調解に係る共通のルールとして、「人民法院オンライン調解規則」（以下「調解規則」という。）を制定した。これにより、オンライン調解の適切で、より活発な活用が期待される。

2. 要点とコメント

調解規則は全 30 か条で構成されているが、以下の観点から整理をすることができる。

(1) オンライン調解に係る要件の明確化

オンライン調解を実施することのできる対象となる事件について、民事紛争、行政紛争、執行案件、刑事自訴案件、刑事附带民事訴訟案件がオンライン調解の対象となることとされ、実質的にほぼ全ての訴訟類型がその対象となることが明確にされた⁶¹。

オンライン調解は、その全部又は一部についてオンラインで行うことができるとされており⁶²、また、オンライン調解の実施にあたっては当事者の同意のほか、案件の具体的な事情や技術的条件等について総合的に判断することが必要とされていることから⁶³、実情に応じて柔軟なオンライン調解の実施を行うことができるものといえる⁶⁴。

(2) 調解組織、人員の選任に対する当事者の権利

オンライン調解は 1 名の調解員によって行われることを原則としつつ、事案の複雑性や重大性といった条件によって 2 名以上の調解員によって行うことができること、そして、そのうち 1 名について当事者が共同して主催者として選任するべきことも定められた⁶⁵。

この場合、調解を主催し、又は調解に参加する調解員（組織又は個人）が訴訟当事者、訴訟代理人等の親族であったり、当該紛争と利害関係を有する者であったりする場合には、調解を受任する前又は調解の過程において開示をしなければならず、当事者においては当該調解員の下で調解を続けるか、調解員を変更するかの選択をすることができる⁶⁶。

(3) オンライン調解プロセスの明確化

調解規則では、オンライン調解プロセス全般について、訴訟規則その他の法令では明確に定められていなかった内容を定めている。主要な内容を整理すると以下のとおりである。

概要	内容
調解員の受任手続 ⁶⁷	<ul style="list-style-type: none"> 調解組織又は調解員は、人民法院から調解委託情報又は当事者のオンラインにおける調解申立を受領した後 3 営業日以内に調解委託情報又は調解申立の受任の可否を確認する。 受任をしなかった場合又は期限内に確認をしなかった

⁶¹ 調解規則第 3 条第 1 項

⁶² 調解規則第 2 条

⁶³ 調解規則第 4 条

⁶⁴ この点は、オンライン訴訟手続全般についても同様である（訴訟規則第 3 条）。

⁶⁵ 調解規則第 11 条

⁶⁶ 調解規則第 13 条、第 14 条

⁶⁷ 調解規則第 12 条

	場合には、人民法院、当事者は新たに調解組織、調解員を指定、選定することができる。
立案前に当事者間で調解が成立した場合の処理 ⁶⁸	調解員において調解調書に記録し、且つ、訴訟外調解終結案として処理し、当事者に自ら履行するよう引導する。
音声、ビデオによる調解に関する対応 ⁶⁹	調解の主宰者は、調解を組織する前に、調解への参加方法を確認し、以下にしたがって対応する。 <ul style="list-style-type: none"> 各当事者が、音声、ビデオを使用する技術条件を満たす場合、原則として人民法院の調解プラットフォームに同時刻にログインするよう指定する 一部の当事者が上記条件を満たさない場合、その者に対して、人民法院訴訟サービスセンター、調解組織の所在地等の場所で、オンライン調解に参加する場所と設備を提供する 全ての当事者が上記条件を満たさない場合、現場での調解時間、場所を指定する。
調解合意の締結 ⁷⁰	当事者が調解合意に達した場合、オンラインで調解合意を作成し、又はこれをアップロードしたうえ、当事者及び調解員は当該調解合意上で電子署名をするものとする。 もしも調解組織の主宰の下で調解合意に達した場合には、調解組織の電子印章も押印するものとする。
調解不成立の場合の処理 ⁷¹	調解が不成立となった場合、調解組織又は調解員は、基本状況、不成立となった原因、その他の当事者の訴訟コストを増加させるに至った行為及び人民法院に報告すべき事項を記録し、人民法院は以下にしたがって対応する。 <ul style="list-style-type: none"> 当事者が立案前にオンライン調解を申し立て、調解後当事者がオンラインでの立案を選択した場合、調解組織又は調解員は、電子化された調解資料を人民法院に送付し、人民法院は法定期間内に立案登記をする 立案前に人民法院が調解委託をし、不成立となった場合、人民法院は立案登記をする 立案後に人民法院が調解委託をし、不成立となった場合には、元の審理を再開する
調解期間の明示 ⁷²	調解期間については、 <ul style="list-style-type: none"> 立案前のオンライン調解期間…30日 立案後のオンライン調解で普通手続を適用する場合…15日 立案後のオンライン調解で簡易手続を適用する場合…7日 を原則とし、当事者の同意がある場合はこれを延長することができる。

⁶⁸ 調解規則第20条第1項

⁶⁹ 調解規則第16条

⁷⁰ 調解規則第19条

⁷¹ 調解規則第21条

⁷² 調解規則第24条第1項

オンライン調解の終結事由 ⁷³	オンライン調解手続は、当事者が調解合意に達した場合のほか、調解期限内で当事者に連絡が取れない場合や、当事者間の意向の隔たりが大きく調解合意に達することが困難な場合等も終結事由となっている。
----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 調解組織、調解員の行為規範

人民法院においては、その級ごとに調解員の選任、指導、権限設置等を含む管理を行うことがさだめられているほか⁷⁴、オンライン調解の過程で、調解組織、調解員において強迫的な調解があった場合や、正当な理由なく複数回調解の受任を拒絶した場合等、当事者は人民法院に対してクレームをすることができる⁷⁵、人民法院による調解組織、調解員への監督責任が明確にされている。

執筆担当：包城偉豊、李湏

⁷³ 調解規則第 25 条

⁷⁴ 調解規則第 27 条

⁷⁵ 調解規則第 29 条

II. コラム「2022年の注目しておくべき立法」

本コラムは TMI 中国プラクティスグループに属する日本弁護士、中国律師、中国法顧問が、中国における法令動向、トレンド等、テーマ自由で、日中ビジネスに従事される皆様に有益な情報をお届けするコーナーです。

第一回目となる今回のコラムは、特に日中ビジネスに携わる皆様において注目しておくべき中国における立法についてです。

昨年 2021 年は、法律レベルのものでいえば、データセキュリティ法⁷⁶、個人情報保護法⁷⁷といったサイバーセキュリティ法に続くデータプロテクションにかかわる法律の制定が目を引きましたが、それ以外にも昨今の中国と米国間の貿易戦争を背景とした反外国制裁法⁷⁸の制定もインパクトのあるものでした。また、海南自由貿易港法⁷⁹が施行され、海南省における自由度、優遇度の高いビジネス展開、貿易が可能となることが大きく期待されているところです。

さて、そのような中、2022年にはどのような法令が制定されていくでしょうか。

この点については、今の時点では未だ立法計画も公表されておりませんので、あくまで予測の域を出ませんが、以下のような法令については 2021 年後半に意見募集稿が公表されていることもあり、今年以降立法化されることも予想、期待されるところです。

種別	名称	パブコメ募集期間
法律	会社法改正案	2021/12/24~2022/1/22
	反電信ネットワーク詐欺法 ⁸⁰	2021/10/23~2021/11/21
	独占禁止法改正案	2021/10/23~2021/11/21
	仲裁法改正案	2021/7/30~2021/8/29
部門規章	市場主体受益者情報管理暫定弁法 ⁸¹	2021/12/27~2022/1/26
	市場監督管理行政処罰案件違法所得認定弁法 ⁸²	2021/12/6~2022/1/5
	インターネット広告管理弁法 ⁸³	2021/11/26~2021/12/25
	市場主体登記管理条例实施细则 ⁸⁴	2021/9/3~2021/10/3
	データ越境移転セキュリティ評価弁法 ⁸⁵	2021/10/29~2021/11/28
	ネットワークデータセキュリティ管理条例 ⁸⁶	2021/11/14~2021/12/13

⁷⁶ 「中华人民共和国数据安全法」

⁷⁷ 「中华人民共和国个人信息保护法」

⁷⁸ 「中华人民共和国反外国制裁法」

⁷⁹ 「中华人民共和国海南自由贸易港法」

⁸⁰ 「中华人民共和国反电信网络诈骗法」

⁸¹ 「市场主体受益所有人信息管理暂行办法」

⁸² 「市场监督管理行政处罚案件违法所得认定办法」

⁸³ 「互联网广告管理办法」

⁸⁴ 「市场主体登记管理条例实施细则」

⁸⁵ 「数据出境安全评估办法」

⁸⁶ 「网络安全安全管理条例」

法律レベルでは、最新法令情報でもご紹介した会社法や、独禁法については、特に中国国内における企業のガバナンス、コンプライアンスという点で相応の影響を有する改正がなされることが見込まれます。

部門規章に目を向けますと、個人情報保護法やサイバーセキュリティ法、データセキュリティ法に関連するデータ越境移転セキュリティ評価弁法、ネットワークデータセキュリティ管理条例といったものが、今後の中国国内、域外適用を受ける中国国外におけるデータコンプライアンスを規律する重要なものになることが予想されます。

また、ネットワーク関連でいえば、ネットワーク広告管理弁法の制定も見込まれています。2016年にネットワーク広告管理暫定弁法⁸⁷が制定、施行されていますが、同暫定弁法の施行後に広告法の改正や電子商取引法の施行、反不正競争法におけるネットワーク上の不正競争行為の強化といった新たな動向もあったことから、当該暫定弁法をアップデートするものとなります。

そのほか、2021年8月に公布され、本年3月1日より施行される予定の市場主体登記管理条例⁸⁸に付随する市場主体登記管理条例実施細則や、行政処罰のうち、違法所得の没収における違法所得の認定に関する市場監督管理行政処罰案件違法所得認定弁法といったものも注目に値すると思われます。特に市場主体登記管理条例は、従前の会社登記管理条例や企業法人登記管理条例といった、中国国内の企業登記に関連する各種法令に代わって、今後の法人登記に係る基本となる法令となり、会社登記手続にあたってこれから頻繁に参照される法令の一つとなるといえます。これを補完する市場主体管理条例実施細則は、相応に重要なものになると思われます。

執筆担当：包城偉豊、李成慧

⁸⁷ 「互联网广告管理暂行办法」

⁸⁸ 「市场主体登记管理条例」

III. 中国法務の現場より

◆ リニューアル版ニュースレター発行にあたって

平素より TMI 中国最新法令情報をご愛読いただき、誠にありがとうございます。

この度、弊ニュースレターのデザインやコンセプトを見直し、今回がリニューアル版の初回の発行となります。

リニューアル後のニュースレターは、従前と同様、3部構成というコンセプトを踏襲しつつも、以下のようなコンセプトに基づき読者の皆様にお届けして参りたいと考えております。

- 第一部である最新法令については、特に日中ビジネスに携わる皆様が是非注目しておくべきと思われる、ビジネスへの関連性が高いものを厳選し、そのポイントを従前以上にコンパクトに、分かりやすい文章で解説。
- 第二部であるコラムについては、従前のように一定のテーマに沿った連載という形ではなく、テーマ自由なコラムという形で、各執筆担当者が様々な角度から日中ビジネスにおいて役に立つ情報を不定期にお届け（特に重要なテーマ、あるいは実務上議論のあり得るテーマについては必要に応じ複数回にわたって、又は特別号の形でお届け）。
- 第三部は、中国ビジネスに携わる TMI 中国プラクティスグループの各メンバーが東京から、上海から、北京から、その時々のトレンドや、現地ならではのニュースを発信。

また、過去の記事の検索性、アクセス性を向上させる観点から、過去1年分の弊ニュースレターをバックナンバーとして末尾に掲載しておりますので、過去の法令に関する記事を閲覧されたい場合には是非ご活用ください。

そのほか、今後は1か月に1回の定期配信以外にも、非常に重要と思われる立法動向があった場合には、定期配信版以外にも速報版をリリースし、タイムリーな情報発信もするなど、プラクティスグループ一同、皆様にとってより一層お役に立つことのできる情報をお届けすることができるよう努めて参りますので、今後とも弊ニュースレターをご愛読いただくと共に、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

執筆者：包城偉豊

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	連載・コラム
速報版 (2022/1/25)	中国における育児休暇の導入について	
速報版 (2022/1/6)	外資参入ネガティブリスト (2021 年版) の施行について	
2021 年 10 月号	<ul style="list-style-type: none"> 児童化粧品監督管理規定 信用調査業務管理弁法 中華人民共和国税関輸出入貨物商品の分類管理規定 (2021) 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第 9 回 取引契約の履行
2021 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定 (試行) 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第 8 回 取引契約の交渉と締結
2021 年 8 月号	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品生産経営監督管理弁法 市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法 重要情報インフラ安全保護条例 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第 7 回 法務 DD の頻出事項④ (人事労務)
速報版 (2021/8/30)	中国の個人情報保護法について	
2021 年 7 月号	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理に関する規定 市場監督管理行政処罰手続規定 (改正) と市場監督管理行政処罰聴聞弁法 (改正) 電子労働契約締結ガイドライン 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第 6 回 法務 DD の頻出事項③ (資産)
2021 年 6 月号	<ul style="list-style-type: none"> 印紙税法 データセキュリティ法 反外国制裁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第 5 回 法務 DD の頻出事項② (許認可・環境)
2021 年 5 月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国海上交通安全法 (改正) 薬品監督・管理能力の建設の全面的な強化に関する実施意見 香港特別行政区破産手続の承認・協力の試験的展開に関する意見 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第 4 回 法務 DD の頻出事項① (組織)
2021 年 4 月号	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入食品安全管理弁法 輸入食品国外生産企業登録管理規定 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第 3 回 法務 DD の実施方法

2021年3月号	<ul style="list-style-type: none"> インターネット取引監督管理弁法 知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈 	<p>中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第2回 企業買収のプロセス</p>
2021年2月号	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン 企業名称登記管理規定（改正） 中華人民共和国行政処罰法（改正） 	<p>中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第1回 中国での企業買収の在り方</p>
2021年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国刑法改正案（十一） 外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則 最高人民法院による『中華人民共和国民法典』の適用にかかる担保制度に関する解釈 	<p>中国法実務のイロハ 第三弾：契約実務のイロハ 第10回 賃貸借契約のポイント</p>

-
- 発行
TMI 総合法律事務所

 - 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴

 - 発行日
2022年1月31日
-

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: tmishanghai@tmish.com



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/ケニア